

生駒市規則第 1 1 号

給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 給料等の支給に関する規則(昭和 3 2 年 7 月生駒市規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の 1 6 第 3 項第 2 号中「1 2, 0 0 0 円」を「1 3, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「1 8, 0 0 0 円」を「2 0, 0 0 0 円」に改め、同項第 4 号中「2 4, 0 0 0 円」を「2 6, 0 0 0 円」に改め、同項第 5 号中「3 0, 0 0 0 円」を「3 3, 0 0 0 円」に改め、同項第 6 号中「3 5, 0 0 0 円」を「3 8, 0 0 0 円」に改め、同項第 7 号中「4 0, 0 0 0 円」を「4 3, 0 0 0 円」に改め、同項第 8 号中「以上」を「以上 2, 0 0 0 キロメートル未満」に、「4 5, 0 0 0 円」を「4 8, 0 0 0 円」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(9) 2, 0 0 0 キロメートル以上 2, 5 0 0 キロメートル未満 5 3, 0 0 0 円

(10) 2, 5 0 0 キロメートル以上 5 8, 0 0 0 円

第 4 条の 1 7 第 1 号を次のように改める。

(1) 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第 4 条の 1 4 に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該

事由発生直後に在勤する勤務場所に通勤することが第4条の15に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

ア 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用（法第28条の2第1項の規定により退職した日（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

イ 派遣条例第2条第1項又は公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ウ 職員の分限に関する条例（昭和27年1月生駒市条例第6号。以下「分限条例」という。）第1条の2の規定による休職から復職したこと。

第4条の17第7号中「他の地方公共団体の職員又は国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となったこと」を「事由発生」に、「適用」を「事由発生」に改める。

第5条の5第1項の表の5の項中「竜田川浄化センターの所長」の次に「、議会事務局の局補佐」を加える。

第5条の6第1項中「第14条の3第2項」を「第14条の3第3項第1号」に改め、同条第2項中「第14条の3第2項ただし書」を「第14条の3第3項第1号」に改め、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 条例第14条の3第3項第2号の市長が規則で定める額は、次の表に掲げる区分に応じ、同表に掲げる額とする。

職員	支給額
職務の級8級の職員	5,000円

職務の級 7 級の職員	4, 0 0 0 円
職務の級 6 級の職員	3, 0 0 0 円

4 条例第 1 4 条の 3 第 1 項の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第 6 条第 1 項第 1 号中「職員の分限に関する条例（昭和 2 7 年 1 月生駒市条例第 6 号。以下「分限条例」という。）」を「分限条例」に改める。

（初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

第 2 条 初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 4 1 年 1 1 月生駒市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 中	「	33	を	「	34	に、
		34			34	
		34			35	
		34			35	
		35			36	
		35			36	
		35			37	
		36			38	
		36			39	
		36			40	
		37			41	
		37			41	
		38			42	
		38			42	
		39			43	
		39			43	
		40			44	
		40			44	
		41			45	
					」	

69
69
69
70
70
70
71
71
71
72
73
74
75
76
77

を

68
68
69
69
69
69
69
70
70
70
71
72
73
74
75

に、

29	「	28	「
29		29	
29		29	
29		29	
30		29	
30		29	
30	を	30	に改める。
30		30	
31		30	
31		30	
31		30	
31		31	
32		31	
32		31	
33	」	31	」

(技能職員の給与等に関する規則の一部改正)

第3条 技能職員の給与等に関する規則（昭和41年12月生駒市規則第9号）

の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「、単身赴任手当」を削る。

附則に次の1項を加える。

- 5 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、この規則の適用を受ける職員（再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された同項に規定する短時間勤務職員及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第4条の規定により採用された職員を除く。）の給料の月額（地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の額の算出の基礎となるものを除く。）は、第4条及び給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成27年3月生駒市規則第11号）

附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、その額に100分の0.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

給料表

職員の区分	号給	給料月額（円）
再任用職員以外の職員	1	132,400
	2	134,000
	3	135,700
	4	137,300
	5	139,100
	6	140,800
	7	142,500
	8	144,300
	9	146,000
	10	147,500
	11	149,000
	12	150,600
	13	152,300
	14	153,900
	15	155,500
	16	157,100

17	158,600
18	160,300
19	162,100
20	163,800
21	165,600
22	167,400
23	169,200
24	171,100
25	172,900
26	174,700
27	176,500
28	178,400
29	180,300
30	181,900
31	183,500
32	185,100
33	186,600
34	188,200
35	189,800
36	191,300
37	192,900
38	194,600
39	196,200

40	197,900
41	199,500
42	201,100
43	202,700
44	204,300
45	205,800
46	207,500
47	209,200
48	210,900
49	215,500
50	217,100
51	218,700
52	220,300
53	221,700
54	223,300
55	224,800
56	226,400
57	227,900
58	229,400
59	230,800
60	232,200
61	234,000
62	235,400

63	236,700
64	238,100
65	239,400
66	240,700
67	242,000
68	243,300
69	244,700
70	245,800
71	247,000
72	248,200
73	249,400
74	251,000
75	252,500
76	254,000
77	255,500
78	257,300
79	259,100
80	260,800
81	262,300
82	264,100
83	265,800
84	267,600
85	269,100

86	270,800
87	272,500
88	274,200
89	275,900
90	277,500
91	279,200
92	280,900
93	282,500
94	284,200
95	285,900
96	287,500
97	288,900
98	290,500
99	292,000
100	293,600
101	295,000
102	296,500
103	297,900
104	299,400
105	300,700
106	301,900
107	303,200
108	304,600

109	305,900
110	307,100
111	308,400
112	309,600
113	311,000
114	311,800
115	312,600
116	313,400
117	314,800
118	316,300
119	317,900
120	319,400
121	320,700
122	321,900
123	323,200
124	324,300
125	325,300
126	326,400
127	327,400
128	327,900
129	328,800
130	329,600
131	330,500

132	331,300
133	331,600
134	332,200
135	332,900
136	333,500
137	336,900
138	338,700
139	340,500
140	342,300
141	344,200
142	346,000
143	347,800
144	349,500
145	351,100
146	352,800
147	354,000
148	355,100
149	356,300
150	357,500
151	358,700
152	359,500
153	360,700
154	361,800

155	362,800
156	363,800
157	364,800
158	365,800
159	366,800
160	367,800
161	368,800
162	369,800
163	370,800
164	371,800
165	372,800
166	373,800
167	374,800
168	375,800
169	376,800
170	377,800
171	378,800
172	379,800
173	380,800
174	381,800
175	382,800
176	383,800
177	384,800

	178	385,800
	179	386,800
	180	387,800
	181	388,800
	182	389,800
	183	390,800
	184	391,800
	185	392,800
再任用職員		市長が定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（市長の定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(施行の細目)

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。